

## 佐賀県告示第 130 号

佐賀県文化財保護条例（昭和 51 年佐賀県条例第 22 号）第 25 条第 1 項の規定により、佐賀県重要無形民俗文化財として次のとおり指定する。

令和 8 年 4 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

### 佐賀県重要無形民俗文化財

記号番号	種別	名称	員数	所在地	所有者
無民第 26 号	佐賀県重要無形民俗文化財（風俗慣習）	小城祇園の山挽行事	—	小城市小城町松尾 須賀神社 小城市小城町松尾及び岩蔵横町区 小城市小城町上町区、中町区及び下町区	小城町山鉾保存会